

報告第 5 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 5 月 24 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「又は各連結事業年度」を削り、同条第2項中「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削る。

附則第5項第2号中「法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）附則第13条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法」に改め、同項第3号中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同項第4号中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同項第5号中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に改め、同項第6号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第7号中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（法人の市民税に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、同法の条項及び用語を引用する規定の整理を行うに当た

り、専決処分するものであります。